

アメリカにおける飼主の死後 ペット動物を飼育するための信託

今 泉 邦 子

- 1 はじめに
- 2 ペット動物の飼育のための信託に関する判例法理
- 3 ペット動物飼育のための目的信託に関する制定法
- 4 飼主の死後ペット動物の飼育をする方法
- 5 おわりに

1 はじめに

目的信託に関する制定法をもつ offshore では、目的信託が幅広く利用され、飼主死亡後のペット動物の飼育のための信託の重要性は低い。これに比べて、アメリカでは、主に飼主死亡後のペット動物の飼育のために、目的信託が認められている。これはその他の徳義上の信託が通常認められるのと同じ理論に基づいて、アメリカ人が主にペット動物のために有効な信託を設定したいと望んだからである。飼主死亡後のペット動物の飼育のための信託の人気は、明らかに1993年改正 Uniform Probate Code²-907 条(b)項に反映している。判例 (Paxton v. Commissioner, 520 F.2d 923, 925 (9th Cir. 1975)) を通じて目的信託を認めた州 (e.g. ペンシルバニア) もある。いずれにせよ、アメリカにおける目的信託の利用方法は限定的である¹⁾。

2 ペット動物の飼育のための信託に関する判例法理

イングランド普通法裁判所 (the common law courts of England) は、特定の動物の飼育のための遺贈を認めていたが、この手法はすぐにはアメリ

かに伝わってこなかった。このような遺贈を認める際に、アメリカでは、永久拘束禁止則および信託を強制する受益者の不在等が障害となったからである。1923年ケンタッキー州最高裁判所判決（Willett v. Willett, 247 S.W. 739 (Ky. 1923)）が、特定の動物のための贈与は人道的な目的を有しているとして、その有効性をアメリカで初めて認めている²⁾。ただし、その後20世紀後半になるまで、このような贈与を有効とする判例は現れなかった。しかし、Uniform Probate Code (UPC) および Uniform Trust Code (UTC) が制定され、かつ永久拘束禁止則を廃止する州法が増加して、特定の動物のための遺贈を認めない2つの根拠は維持されなくなっている。

2-1 信託法リステイメント（Restatement of Trusts）の立場

第3次信託法リステイメント47条³⁾は、特定の非公益目的の信託、および不確定なまたは一般的な、非公益目的のための信託を、目的信託（purpose trust）または徳義上の信託（honorary trust）として規定している。特定の非公益目的の信託に含まれるものは、飼主死亡後の特定の動物つまりペット動物の飼育、遺贈者の墓の管理または記念碑の建立および管理を目的とする信託である。不確定なまたは一般的な非公益目的の信託に含まれるものは、一定の金銭をその受贈者または受託者が適切であると考えられる対象に使用する目的の信託である。信託法リステイメントが想定している、特定の動物の飼育のための信託の方式を、第2次信託法リステイメント124条注d例3が示している。Aが、その所有する犬と共に、その犬を20年間飼育するための費用として1000ドルを信託としてBに遺贈するという方法である⁴⁾。第1次信託法リステイメント124条⁵⁾、第2次信託法リステイメント124条⁶⁾、および第3次信託法リステイメント47条2項は、特定の動物の飼育のための信託を無効とする立場とそのような信託を強制可能とする立場の中庸をとるが、決して、強制を可能にする制度を提供してはいない。かえって、財産的権利の移転が次の2要件を満たす場合、強制可能な信託が成立しないため、財産的権利の譲受人は義務を負わず、その財産的権利を財産的権利の譲渡人が定めた目的のために使用することを強制することができないと定め

ている。第1の要件は、財産的権利の移転が特定の非公益目的のためであるということであり、第2の要件は、財産的権利の移転が、特定の受益者または特定可能な受益者を明示しないということである。第1および第2の要件を満たす財産的権利の譲渡があった場合、譲受人は、その財産的権利を、非公益目的であるペット動物の飼育のために使用する権限 (power) を有する。この権限行使の指針となる規定を、信託法リステイメントは置いていないが、この権限の行使には2つの制限がある。第1に、永久拘束禁止則の期間を超えて、譲受人は、譲渡人の指定した目的のために財産的権利を使用する権限を有さないという、永久拘束禁止則に基づく制限がある。第2に、裁判所が、譲渡人の指定した財産の使用目的を気まぐれであると考える場合、譲受人は、その目的のために財産的権利を使用することができないという、公序に基づく制限がある。ちなみに、そのような財産的権利の譲受人が、その権限を行使しない場合、その者は財産的権利を譲渡人 (委託者) またはその相続人のための復帰信託に基づき保有する。その譲受人は権限を他人に譲渡することはできないとする説がある⁷⁾。

したがって、第1次および第2次信託法リステイメントによれば、特定の動物の飼育のための財産的権利移転の法的効果は次のようになる。財産的権利の譲受人が権限を行使できる期間を、「特定の動物の生存期間」と定める場合には、永久拘束禁止則に反して無効となる。なぜならば、永久拘束禁止則の期間は、人の寿命によって計るものであり、動物の寿命で計るものではないからである。通常、財産権的権利移転時に生存している者の寿命に21年間を加えた期間が永久拘束禁止則の期間であるが、この期間以内であっても、動物の寿命を基準として権限を行使できる期間を定める条項は無効である。なお、永久拘束禁止則の期間である21年間、譲受人が財産権的権利を使用できるか否かについて信託法リステイメントは言及していない。また、移転した財産的権利の価額が目的に対して不合理に大きい場合、譲渡人の定めた目的を気まぐれであると裁判所が判断し、譲受人の権限を停止して、財産的権利は譲渡人の相続人に移転する⁸⁾。

第3次信託法リステイメント47条も、第1次および第2次信託法リステ

イトメントの立場を基本的に承継している。ただし、特定の動物飼育のための信託の存続期間について異なる準則を示している。特定の動物飼育のための信託は、その目的に比して合理的な期間であれば、飼育する動物の寿命を基準とした存続期間を定めたとしても、強制不能であるが有効だとしている。その他の徳義上の信託の存続期間に関しても、特に許容しうる性質の非公益目的であること、および適度の資源しか維持に必要でないことを根拠として、例外が認められるとする。例えば、墓の管理のための信託は、死者の死亡時に生存している死者の配偶者およびその子供の生存中、または遺言で指定された者の生存中、存続が認められる。なお、特定の動物の飼育のための信託には、永久拘束禁止則を修正する制定法が適用される場合があるほか、修正された永久拘束禁止則さえ適用されない場合があると言及されている⁹⁾。

リステイトメントの立場は、ペット動物のための遺贈を無効とする判決よりは改善されている。しかし、リステイトメントの示す方法を適切に機能させるためには、権限を有する者が、財産的権利の使用について法的に強制されることがなく、個人的に利益を得ることもないため、飼育者の人選に腐心することになる。また永久拘束禁止則によって無効とされない取り決めも必要である。よって、飼主の死後にペット動物の飼育をする方法として優れたものではない¹⁰⁾。

2 - 2 判例の分析

多くのアメリカの判例は、飼主の死後も長期間にわたってペット動物の飼育をしようとする飼主の意思に効力を認めない。その判例の根拠は次のように分析されている。第1に、動物は権原 (title) を保有することができない。第2に、その贈与は公益のためでない。第3に、その贈与は永久拘束禁止則およびその関連する準則に反する。第4に、公序に反する、財産の気まぐれな使用である。第5に、飼主の意思を実現するための方法選択が誤っていること、または飼主の意思を実現しようとする者がいないことである¹¹⁾。たとえば、*In re Howells' Estate*, 145 Misc.557, 269 N.Y.S. 598 (Surrogate's Court, Kings Cty. 1932) では、遺言による遺産処分に関する複数

の指示のうち、自分の死後、5匹のペット動物を飼育させることが最も優先的だと考えられる遺言信託が問題となった。まず遺産をそのペット動物の飼育のために使用させ、残りを特定の人のために使用させる内容であり、信託期間が遺言の条項で明示されず、遺言者およびその特定の人の死後も生きていた全てのペット動物が死ぬときに、その信託が終了すると解釈される内容であったからである。この遺言は動物の寿命で信託期間が決定されるため無効であると判断されている。その20年後にも *In re Howells' Estate* と似たような立場を *In the Matter of the Accounting of Elliot R. Fiske, as Executor of Anna M. Filkins, Deceased*, 203 Misc. 454, 120 N.Y.S. 2d 124 (1952) が示している¹²⁾。

他方で、飼主が自己の死後もペット動物の飼育をするために整えた取り決めを許容した判決もある。それらの判決は次のような根拠に基づいている。

第1に、徳義上の信託は永久拘束禁止則に違反しない。例えば、*In re Searight's Estate* 95 N.E.2d 779 (Ohio Ct. App. 1950) では、飼主が飼犬を飼育者に遺贈し、かつ遺言執行者に1000ドルの預金を作らせた上で、その飼犬の生存期間中、飼育者がその預金を1日75セントずつ飼犬の世話のために使用できるようにする贈与を行っている。犬の生存期間と永久拘束禁止則との関係については、遺言の文言を解釈して、「1日75セントずつ費消すれば、利子を勘案したとしても預金は最長4年2ヶ月しか続かない。したがって、飼主は21年間よりもかなり短い確定できる期間を定めている。」と判示している。また例えば、*In re Lyon's Estate*, 67 Pa. D.&C.2d 474 (C.P. Orphans' Ct. 1974) では、飼主が死亡時に農場にいる犬と馬をその農場で死ぬまで世話するために、遺言執行者に遺産の元本とその利子を使うことを含む内容の贈与をした。遺贈の有効性および遺産の価額が目的に比して過大であることが本件で争われた。裁判所は、「信託を強制する地位および受益権を有する法主体がいいため、当該飼主は伝統的な信託を設定していないが、信託法リステイトメントに照らして徳義上の信託を認めることが、飼主の意思に適い、合理的である。」とし、永久拘束禁止則との関係については、理由を示さず、徳義上の信託の存続期間を単に21年に制限した。遺産

額が過大であるか否かについては、飼主に計算違いがあったとして、犬等の世話のために使用する遺産額を減額した。

第2に、ペット動物のための遺贈である旨の飼主の指示を嘆願 (precatory) と解釈する。贈与に飼主が付した「ペット動物のため」という制限を、嘆願の言葉と解すれば、ペット動物の飼育をする者に対する贈与自体は有効と解することができる。この場合、ペット動物の世話を強制する効力は認められない。例えば、*In re Forrester's Estate*, 279 P. 721 (Colo. 1929) は、食べ物を与えられず、虐待遺棄された牛、馬、犬および猫の救済に使用するほか、自分の飼犬 (Shep) の生存中の世話と住まいを提供し、飼犬の死亡時には適切な埋葬をするために、自分の莫大な遺産を残すという遺言に関するものである。特定の動物 Shep を選び出しているから、公益目的の贈与全体が無効になるとして、遠縁の相続人が遺言の効力を争った。裁判所は、Shep に関する部分の遺言は嘆願の言葉であり、公益目的の贈与は有効であると判断した。

第3に、飼主の死後のペット動物の飼育を目的とする贈与を、人道的目的の贈与と解釈する。人道的目的の贈与を有効とする制定法がある場合、飼主の死後の飼犬の飼育のためになされた遺贈が人道的目的の贈与に含まれると解し、有効とする立場である。たとえば、*Willett v. Willett*, 247 S.W. 739, 741 (Ky. 1923) は、飼犬が日に3食、十分に餌を与えられ、家の中の暖炉のそばにベッドを持ち、日々大切に扱われるなど、快適に暮らすためには利子だけでは不十分な場合には元本1000ドルを、飼犬の生存中、使用する旨の条項の有効性に関する。裁判所は、受託者が指名されていない点に関して、受託者の欠缺によって信託は無効とならないという衡平法の確立された準則を適用し、かつ飼主が飼犬に対して直接贈与をしたのではなく、飼犬のために贈与をしたと判断して、ケンタッキー州の人道的目的の贈与を有効とする制定法 (Ky. Stat. 317 (1966) (current version at *Ky. Rev. Stat. Ann.* 381.260)) に基づいて、飼主の遺言の当該部分を有効としている。

第4に、権限 (power of appointment) の付与と贈与があったと解釈する。つまり、ペット動物のための贈与は、人間である受贈者に対してなされ

ており、その受贈者は同時に譲り受けた財産をペット動物のために使用する権限も付与されていると解する訳である。この場合、徳義上の信託と同様に、ペット動物の飼育を受贈者に強制することはできず、受贈者はペット動物の飼育以外の目的に、贈与された財産を使用することが許される。ただし、この場合、権限を行使する者のみが受贈者となり、権限は受贈者の死亡時に消滅するので、永久拘束禁止則に関する問題は生じない¹³⁾。

第5に、ペット動物の飼主が人に対する条件付贈与をしたと解釈する。つまり、ペット動物を死ぬまで適切に飼育することを条件として、飼育者を受贈者として贈与をしたと構成する。ただし、贈与に付された条件を停止条件または解除条件と考えるかは問題となっている。In re Kieffer Estate, 21 Pa. Fiduc. Rep. 406 (Orphans' Ct. 1971) および In re Meyer's Will, 236 N.Y.S.2d 12 (Sur. Ct. 1962) は、解除条件であると判断した。また、ペット動物が飼主よりも先に死んだ場合、飼育予定者は贈与をうけることができるか否かも問題となる。この点に関して、In re Andrews' Will, 228 N.Y.S.2d 591 (Sur. Ct. 1962) は、当該贈与を解除条件付贈与と考えるから、贈与の効果は生じ、ペット動物の飼育をしない場合にのみ受贈者の権利が剥奪されるのであって、受贈者は遺産を受け取ることができると判断している。

そのほか、法的根拠をまったく示さずに、ペット動物のための贈与を有効と認める判例もある。たとえば、Martin v. Turner, 218 S.E.2d 789 (Ga. 1975) および In re Estate of Hampton, 331 P.2d 778 (Cal. Ct. App. 1959) である。あるいは、飼主の死後、ペット動物の飼育をするための贈与の有効性が裁判で争われなかったため、贈与の有効性について言及しない判例も多数ある^{14) 15)}。

さらに、ペット動物のための遺贈またはペット動物への遺贈の有効性のほか、飼主の死亡時に、ペット動物を人道的な方法で始末する (destruction) 旨の遺言の条項の有効性が裁判で争われていることも注目される。飼主は、自分が死ぬとペット動物が困惑するか、面倒を見てもらえなくなると信じて、そのような遺言の条項をいれるようである。飼主死亡時にペット動物を始末

する旨の遺言の条項の効力が争われた著名な事件としては、In re Capers Estate 34 D.&2d 121 (Orphans' Ct. Pa 1964), In re Estate of Howard H. Brand No.28473 (unpublished) (Probate Ct.Chittenden Cty., Vt, March 17, 1999) および Smith v. Avanzino, No.225698 (Cal. Super. Ct., San Francisco Cty., June 17, 1980)がある。In re Capers Estate 事件では、Wills Act に基づき遺言者がその飼犬を処分(dispose)する権利を有するか否かが争われた。裁判所は、同法における「処分」の意味につき解釈論を展開し、判例には「処分」を拡張解釈して「殺す(destroy)」という意味を持たせた事例がないという理由から、遺言者は、自己の死後、その飼犬を殺させる権利を持たないとの判断を示した。In re Estate of Howard H. Brand 事件は、Smith v. Avanzino 事件を引用して、飼主の死亡時に、ペット動物を人道的な方法で始末する(destruction) 旨の遺言の条項が公序良俗に反することを理由として無効であると判示している。Smith v. Avanzino 事件では、そのような遺言の条項を無効とし、屠殺される予定だった犬の最善の利益のために、その犬を分配されるべき遺産の目録に例外的に含める措置がとられることとなった。ただし、飼主死亡時にペット動物を始末する旨の遺言の条項の効力が争われなかり、ペット動物の始末を阻止するために裁判所が介入する機会はない¹⁶⁾。

これらの事件を経て、1990年代に入ってから、ペット動物のための有効な信託のための法律を州立法府が制定し始めた¹⁷⁾。

3 ペット動物飼育のための目的信託に関する制定法

3 - 1 Uniform Probate Code

UPC は、徳義上の信託を認める2-907条を置いている。次のような規定である。

[Section 2-907. Honorary Trusts; Trusts for Pets.]

(a) [Honorary Trust.] Subject to subsection (c), if (i) a trust is for a specific lawful noncharitable purpose or for lawful

noncharitable purposes to be selected by the trustee and (ii) there is no definite or definitely ascertainable beneficiary designated, the trust may be performed by the trustee for [21] years but no longer, whether or not the terms of the trust contemplate a longer duration.

(b) [Trust for Pets.] Subject to this subsection and subsection (c), a trust for the care of a designated domestic or pet animal is valid. The trust terminates when no living animal is covered by the trust. A governing instrument must be liberally construed to bring the transfer within this subsection, to presume against the merely precatory or honorary nature of the disposition, and to carry out the general intent of the transferor. Extrinsic evidence is admissible in determining the transferor's intent.

(c) [Additional Provisions Applicable to Honorary Trusts and Trusts for Pets.] In addition to the provisions of subsection (a) or (b), a trust covered by either of those subsections is subject to the following provisions:

(1) Except as expressly provided otherwise in the trust instrument, no portion of the principal or income may be converted to the use of the trustee or to any use other than for the trust's purposes or for the benefit of a covered animal.

(2) Upon termination, the trustee shall transfer the unexpended trust property in the following order:

(i) as directed in the trust instrument;

(ii) if the trust was created in a nonresiduary clause in the transferor's will or in a codicil to the transferor's will, under the residuary clause in the transferor's will; and (iii) if no taker is produced by the application of subparagraph (i) or (ii), to the transferor's heirs under Section 2-711.

(3) For the purposes of Section 2-707, the residuary clause is treated as creating a future interest under the terms of a trust.

(4) The intended use of the principal or income can be enforced by an individual designated for that purpose in the trust instrument or, if none, by an individual appointed by a court

upon application to it by an individual.

(5) Except as ordered by the Court or required by the trust instrument, no filing, report, registration, periodic accounting, separate maintenance of funds, appointment, or fee is required by reason of the existence of the fiduciary relationship of the trustee.

(6) A Court may reduce the amount of the property transferred, if it determines that that amount substantially exceeds the amount required for the intended use. The amount of the reduction, if any, passes as unexpended trust property under subsection (c) (2).

(7) If no trustee is designated or no designated trustee is willing or able to serve, a Court shall name a trustee. A Court may order the transfer of the property to another trustee, if required to assure that the intended use is carried out and if no successor trustee is designated in the trust instrument or if no designated successor trustee agrees to serve or is able to serve. A Court may also make such other orders and determinations as shall be advisable to carry out the intent of the transferor and the purpose of this section.

本条は、徳義上の信託およびペット動物のための信託を有効かつ強制可能とし、かつ信託期間を制限する規定である。ただし、強制可能な徳義上の信託およびペット動物のための信託を認めることは、伝統に反しまたは急進的だと考える州があるため、本条はUPCにおいて optional provision という位置づけとなっている¹⁸⁾。

本条(b)項および(c)項が、特定の家畜またはペット動物を飼育するための信託を、他の徳義上の信託と区別して規定している。多くのペット動物の飼主の心配に対する備えであることを明らかにしている。本条は、2008年に最新の改正が行われているが、1990年に新設され、1993年に改正されている。1990年UPC2-907条では、信託期間に関して本条(a)項が21年と定めていたが、1993年の改正により、数字に〔 〕を付して、本条を採択する州がこれと異なる年数を定めてよいとしている¹⁹⁾。飼主の死後、ペット動物の飼育を目的

とする信託の存続期間について、本条(b)項は飼育対象であるペット動物がすべていなくなるまでと規定しているから、馬、象または亀などの長寿のペット動物の生涯の飼育を目的とする信託が、UPC によれば可能になる州もある。1990年 UPC 2-907 条ではペット動物の子孫の飼育を認める文言であったが、1993年改正で削除された。それ以降、本条はペット動物の子孫の飼育のための信託を認めていない²⁰⁾。

本条による信託の強制について、本条(c)項(4)号が定めている。本条(c)項(6)号は、過度に多額の財産をペット動物の飼育のために用いる信託に対して、裁判所が財産の減額をすることができる旨規定する。過分の財産は、本条本項(2)号の定める順序で受け取るものが決定される。本条本項(5)号は、徳義上の信託およびペットのための信託の受託者の管理責任を軽減することを目的としている。裁判所または信託条項に別段の規定がないかぎり、受託者は、登録、会計報告、決算、資金の分別管理、選任 (appointment)、手数料支払などしなくてよい。個人が受託者として指名された場合でも引き受けることを促す趣旨の規定である。

UPC2-907 条を採択している州は、Alaska 州、Arizona 州、Colorado 州、Hawaii 州、Illinois 州、Michigan 州、Montana 州、North Carolina 州、South Dakota 州、および Utah 州の10州である²¹⁾。

3 - 2 Uniform Trust Code およびその他の州法

飼主の死後、ペット動物を飼育するための信託については、UTC 408 条もあり、この規定にもとづく制定法を有する州もある。UTC408 条は次のような規定である。

[SECTION 408. TRUST FOR CARE OF ANIMAL.]

(a) A trust may be created to provide for the care of an animal alive during the settlor's lifetime. The trust terminates upon the death of the animal or, if the trust was created to provide for the care of more than one animal alive during the settlor's lifetime, upon the death of the last surviving animal.

(b) A trust authorized by this section may be enforced by a person appointed in the terms of the trust or, if no person is so appointed, by a person appointed by the court. A person having an interest in the welfare of the animal may request the court to appoint a person to enforce the trust or to remove a person appointed.

(c) Property of a trust authorized by this section may be applied only to its intended use, except to the extent the court determines that the value of the trust property exceeds the amount required for the intended use. Except as otherwise provided in the terms of the trust, property not required for the intended use must be distributed to the settlor, if then living, otherwise to the settlor's successors in interest.

UTC408条とUPC2-907条とでは、飼育の対象となる動物について、若干の違いがある。UTCでは、信託設定時に生存する動物を飼育対象とするのが原則であるが、委託者死亡前であれば、信託設定後に飼育の対象となる動物を追加してよく、信託設定時に誕生していないが懐胎されている動物も飼育の対象としてよい²²⁾。通常、ペット動物の飼主は、自分に依存しているペットとその子孫のことを、誕生していようとしていまいと心配するものであり、最初のペット動物が信託受益者となった時点で懐胎されている動物を、信託の飼育対象としても、そのような先例があることおよびペット動物の寿命が人間よりも短いことから、公序良俗に反する財産の譲渡制限にはならないと考えられるため、このような規定となっている²³⁾。これに対して、UPCは、信託証書によって特定される家畜またはペットが飼育対象であり、1993年UPC改正の経緯を考慮すると、その家畜またはペットの子孫の飼育を含まない。ただし、UPCの実際の運用として、信託設定時に誕生していないが懐胎されている動物を、委託者死亡前に、信託証書で特定できると解することができるならば、UTCに拠る場合と違いはないと考えられる。しかし、UPCでは飼育対象にできるのは1匹だけと解釈するようである²⁴⁾。

いずれにせよ、目的信託によって飼育する動物を個体特定が可能な範囲に

とどめている理由は、この信託がペット動物の飼育のためのものだからと考えられる。Breeder や農夫が繁殖している動物の血統を絶やさないための信託ではないからである。たとえばこのような必要がある Breeder 等は、繁殖している動物、装備、施設および土地などをひとつの事業として、信託、limited liability company およびその他の法主体に譲渡する手段を利用すべきだと考えられる²⁵⁾。

また、UTC の方が UPC に比べて、受託者にたとえば説明義務などの伝統的な信託法理に従うことを要求しており、それを適切であると評価する立場もある²⁶⁾。

UPC2-907 条(c)項(6)号および UTC408 条(c)項は、共に、当該ペット動物飼育のために必要以上の価額の財産が信託として保有されていると裁判所が判断する場合には、その超過額を信託財産から減額することを認めている。これらの規定には批判がある。当該ペット動物のこれまでのライフ・スタイルを参考にして、常勤の飼育者が必要か否か、その飼育者への賃金の妥当性、当該ペット動物が余生においてどれほどマフィンとビスケットを食べるかなどに関連する、当該動物飼育のための信託財産の価額の妥当性を、裁判所よりも飼主の方がよく判断できるからである²⁷⁾。

UPC2-907 条(c)項(1)号および UTC408 条(c)項は、信託条項に別段の規定がある場合を除き、信託財産およびそこから生じる利子を、信託目的以外に転用してはならない旨規定する。これらの規定自体は当然の規定であるが、たとえば目的信託によって飼育するペット動物が飼育者に怪我を負わせた場合、信託条項に明示の規定がないかぎり、飼育者に対して信託財産から損害賠償の支払をすることが、飼育対象となっている動物の利益および委託者の意思実現といえるか否かは、同様の規定を持つカリフォルニア州において未解決の問題とされている²⁸⁾。

UTC409 条は、同408条に該当しない目的信託に適用される規定となっている。次のような規定である。

[SECTION 409. NONCHARITABLE TRUST WITHOUT ASCERTAINABLE BENEFICIARY.]

Except as otherwise provided in Section 408 or by another statute, the following rules apply:

(1) A trust may be created for a noncharitable purpose without a definite or definitely ascertainable beneficiary or for a noncharitable but otherwise valid purpose to be selected by the trustee. The trust may not be enforced for more than [21] years.

(2) A trust authorized by this section may be enforced by a person appointed in the terms of the trust or, if no person is so appointed, by a person appointed by the court.

(3) Property of a trust authorized by this section may be applied only to its intended use, except to the extent the court determines that the value of the trust property exceeds the amount required for the intended use. Except as otherwise provided in the terms of the trust, property not required for the intended use must be distributed to the settlor, if then living, otherwise to the settlor's successors in interest.

目的信託の存続期間を21年としているが、この期間を経過しても信託が無効になるわけではなく、強制不能となるだけである。この場合、おそらく、裁判所は、申立てがあれば、信託条項の諸規定が強制不能であるかぎり、信託の無効を宣言するであろう。信託の無効が宣言されると、信託条項に別段の規定がないかぎり、信託財産が委託者または委託者の遺産に帰属する。通常、委託者は、21年経過後、信託目的達成後または信託目的不達成後の信託財産の処分について信託条項の定めを置くものであろう²⁹⁾。UPC2-907条と同様に、信託の存続期間は採択する州がそれぞれ適切な期間を定めてよいこととされている³⁰⁾。

UTC408条を採択している州は、Alabama州、Arkansas州、District of Columbia州、Kansas州、Maine州、Missouri州、Nebraska州、New Hampshire州、New Mexico州、North Dakota州、Ohio州、Oregon州、Pennsylvania州、South Dakota州、Tennessee州、Vermont州、Virginia州、およびWyoming州で、合計18州である³¹⁾。

California州、Connecticut州、Delaware州、Idaho州、Indiana州、

Nevada 州, New Jersey 州, New York 州, Rhode Island 州, Washington 州は, UPC にも UTC にも依拠しない, ペット動物の飼育のための信託に関する制定法を持っている³²⁾。たとえば, New York 州のペット動物の飼育のための信託に関する制定法は³³⁾, UPC とほぼ同様の内容となっており, New York 州法に基づくペット動物の飼育のための信託は強制可能であり, 信託期間は21年間またはペット動物が死ぬまでのいずれか短い方と規定されている³⁴⁾。

なお, Florida 州および Maryland 州については独自の制定法を有するという情報と UTC408 条を採択しているとする情報がある。Texas 州については独自の制定法を有するという情報と UPC2-907 条を採択しているという情報がある。Wisconsin 州は飼主の死後のペット飼育のための信託を認めているが, その信託は強制不能である³⁵⁾。

3 - 3 永久拘束禁止則

永久拘束禁止則は, 第1に財産権が自由に譲渡され, 第2に財産権が死者の支配を離れ, 生きている者によって支配されることを保証するという趣旨の準則である。この趣旨を踏まえた the wait-and-see doctrine および the Uniform Statutory Rule against Perpetuities という2つの方向に改革されつつあるが, perpetual trust を認める州の立法により, 改革の意味が徐々に失われている³⁶⁾。Perpetual trust とは, 文字通り, 委託者が, 将来永久に, 財産処分をコントロールすることを認める信託であり, この信託を認める州では永久拘束禁止則を変更せざるをえない。Perpetual trust の繁栄は, 相続時の課税制度についての改正が原因である。相続があった時に原則的に適用される連邦遺産税 (federal estate tax) が改正され, Generation Skipping Transfer Tax が導入されて, たとえば信託の収益の支払を受けていた子が死亡してその子 (委託者の孫) が収益を生涯受ける権利を取得するときに, または委託者の孫が死亡してその子が元本を取得するときに納税しなければならない制度となったが, 同時に GST の控除額が2008年には元本350万ドルまで認められ, これらの相続税法は信託の存続期間を制限

しなかったという事情による。これで、ペット動物の飼育のための徳義上の信託の有効性を争う根拠が減ったことになる。

4 飼主の死後ペット動物の飼育をする方法

アメリカでは、飼主の死後、ペット動物の飼育の法的枠組みとしては、いくつかの方法がある。以下、それぞれを紹介する。

4-1 ペット飼育者への条件付贈与をするための信託

これは、遺言または生存者間で、人間を受益者とする強制可能な信託を設定し、受益者がペット動物の飼育を行うという方法である。受益者が適切にペット動物の飼育を行っているかぎり、受託者は、ペット動物のための支出をまかなうために、受益者に対して資金を分配する義務を負う。これが最も予測可能で信頼できる方法である。この場合、受益者が人間であるため、信託を強制することが可能であり、かつ同様の理由から永久拘束禁止則を適用する上で、期間を算定する基準となる人間が存在するので、徳義上の信託に関する伝統的な問題を回避することが可能となる。したがって、人間を受益者とする場合であっても、永久拘束禁止則が適用される州においては、信託期間をペット動物の寿命を基準としてはならない。

ただし、この方法による場合にも、留意点がある。第1に、生存者間または遺言のどちらで信託を設定するかという問題である。生存者間の信託は直ちに成立し、飼主の死亡時に直ちに飼育が行われるが、信託財産を分離して管理しておく必要があるなど、初期費用が余分にかかる。他方で、遺言信託は、飼主の死からペット動物の飼育開始までに間があき、一度設定するとその変更のための手続きが厳格で、新たな遺言または遺言補足書（codicil）の作成を要する。

第2に、飼育者となる受益者の人選を慎重にしなければならない。受益者が信託を強制する地位およびペット動物を飼育する立場に立つからである。複数の代用飼育者を指名し、最初の候補者が飼育をできない場合に備える。

受託者にペット動物を預かる家庭を選択する権限を与えておけば、ペット動物が飼育者のいない状態にならずにすむ。ただし、飼育者と金銭提供者を分離しておかないと抑制と均衡が働かなくなるので、受託者が自分自身を飼育者として選任しないようにする。

第3に、ペット動物のための財産の管理をする意欲のある受託者を選ぶ必要がある。受託者は、ペット動物の心理的身体的状態を検査する義務を負う。もし飼主に資金的余裕があれば、受託者へ手当てを支払うべきである。受託者が信託終了前に職務を遂行できなくなることに備えて、代わりの受託者を選任し、かつその代わりの受託者に、当初の受託者を解任する権限を与えてもよい。

第4に、ペット動物の所有権を受託者に信託として譲渡し、受益者である飼育係にペット動物を現実占有させる。

第5に、信託財産額として、ペット動物の飼育に必要な資産の価額ならびに飼育者および受託者への支払額を慎重に算定する必要がある。この価額が大きすぎると相続人等の利害関係人が遺言の効力を争う可能性が高まり³⁷⁾、裁判所が合理的な金額まで減額することもある。たとえば、UTC 408 条(c) 項および UPC2-907 条(c) 項(6)号は裁判所による信託財産の減額の根拠を定めている。受託者が受益者への毎月の分配金を支払う方法としては、実際の支出にかかわらず一定金額を支払うのが最も単純な方法である。費用が分配金を上回る場合には受託者が弁済することを認めることも考えられる。あるいは、受託者が常に実際の費用を受益者に補償する方法も考えられる。状況に応じて、ペット動物の飼育者である受益者に、ペット動物の世話にかかる合理的な費用以外にも、支払をすることが適切なこともある。

第6に、ペット動物の食事、住居、グルーミング、医療水準、葬儀方法などに関して、あるべき水準を受託者に対して明示するべきである。この水準を基準として、飼育者が浪費をしたか否かを判断する。

第7に、ペット動物死亡時に信託財産を取得する残余権受益者 (remainder beneficiary) を、飼主が明示すべきである。ただし、受益者である飼育者を残余権受益者にすべきでない。ペット動物の飼育をする経済的動機を

欠くことになるからである。なお、残存する元本が小額であり、すでにペット動物の飼育のために適切な措置がとられていると判断する場合には、ペット動物の死亡前に受託者が信託を終了する権限を、飼主が受託者に付与することもありうる。

最後に、飼育をするペット動物が取り替えられないような措置をとる³⁸⁾。最も簡単な方法は、ペット動物の特徴の記述、獣医師の記録および写真を信託証書に含めておくことである。あるいは、マイクロチップをペット動物に内蔵させる方法もある。しかし、マイクロチップを他の動物に移植して、飼育者が詐欺を行う可能性がある。したがって、最善の方法はペット動物のDNAサンプルを採取して、同一性の確認ができるようにすることである³⁹⁾。

4 - 2 強制可能な目的信託

目的信託を利用する場合、飼育対象であるペット動物を飼育者に対して飼主が特定遺贈する。そのペット動物の飼育費をまかなう財産を受託者に飼主が信託する。受託者は飼育者に対して、飼育費およびそれにかかる税を支払う。UTC408条に従って目的信託を設定する場合の遺言条項の例は次の通りである⁴⁰⁾。ただし、飼育対象であるペット動物を信託として受託者へ特定遺贈し、かつ飼育者へそのペット動物を引き渡すべき指示をすべきだとの立場もある⁴¹⁾。

SPECIFIC BEQUESTS

I hereby bequeath my beloved and cherished dog, Mooki, to _____ as caretaker of him. If _____ is unwilling or unable to care for Mooki, I then nominate [a family member] who is able and willing to care for Mooki to be selected by _____. If [a family member] is unable or unwilling to care for Mooki, I authorize _____ to select a caretaker from an appropriate nonprofit agency that provides for the perpetual care and comfort of orphaned companion animals by a specific individual. I leave specific instructions for the care of him in my safety deposit box. Additional instructions are to ensure that he is

provided with an adequate opportunity every day to exercise and socialize, in accordance with his needs, and that he is properly groomed and fed, and provided a safe, clean and warm place to reside.

ARTICLE _____

CREATION, DISPOSITION AND MANAGEMENT OF TRUST

1. *Selection of Trustee.* I hereby appoint _____ to act as Trustee. If he/she is unwilling or unable to serve, then I appoint _____ to act as Successor Trustee of the Mooki Trust.

2. *Distribution of Trust Income and Principal.* The Trustee of the Trust shall distribute both income and principal if needed, from the Trust to the caretaker of my dog Mooki, on a semi-annual basis or more frequently if required, in an amount equal to the expenses incurred by the caretaker for Mooki's care, comfort, maintenance and support. The trustee shall also distribute an amount equal to the amount of excess personal income taxes (both state and federal) incurred by such distribution to the caretaker for purposes of paying any additional taxes incurred by him/her for receiving such distributions. I recognize this may be circuitous calculation and that additional taxes may be due upon the distribution of funds to pay the excess taxes, and thus, the Trustee is instructed to use whatever means possible to ensure that the excess distribution for payment of taxes is not in and of itself a taxable distribution. Distributions shall be made even though any such application or applications may result in the termination of the Trust. At the end of each year of this Trust, the Trustee shall accumulate and add to principal any net income not so applied, and capitalized income thereafter shall be disposed of as a part of such principal.

3. *Powers of the Trustee.* The trustee shall be empowered with all the rights and responsibilities granted by state law in addition to those items specifically listed.

(a) To purchase life, liability, casualty, canine health care and any other type of insurance.

(b) To employ agents, assistants, counsel, and brokers, and to delegate powers to them and to pay their reasonable fees and expenses.

(c) To establish adequate reserves for appropriate purposes.

4. *Compensation of the Trustee.* The Testatrix authorizes the Trustee to retain payment for his/her services as Trustee from the assets of the Trust at a rate that is reasonable compensation in accordance with his/her skill, services and time attributable to the management of this Trust.

5. *Special Powers of the Trustee.* The Trustee shall be responsible for overseeing Mooki's care. Specifically, the Trustee is empowered to oversee Mooki's care and is granted the following powers :

(a) The Trustee shall be entitled to, and shall receive, a copy of Mooki's veterinary records each and every time he visits the veterinarian. The failure of the caretaker to ensure adequate medical treatment for Mooki shall be cause for the Trustee to discharge the caretaker. Such a determination is to be made by a licensed veterinarian employed with or by the [Designated Animal Clinic] or any successor veterinarian clinic to the [Designated Animal Clinic].

(b) The Trustee shall be entitled to periodic inspections to ensure that Mooki is being well cared for. Failure to properly care for Mooki shall be cause for the Trustee to discharge the caretaker. Such failure shall be determined by a licensed veterinarian employed with or by the [Designated Animal Clinic] or any successor veterinarian clinic to the [Designated Animal Clinic].

(c) The Trustee shall authorize the euthanasia of Mooki, upon the certification of a licensed veterinarian employed with or by the [Designated Animal Clinic] or any successor veterinarian clinic to the [Designated Animal Clinic], that it is appropriate and in his best interest and he no longer has any quality of life or is in unmanageable pain.

6. *Termination of the Trust.* Upon Mooki's death, the Trust shall

terminate and any undistributed income and principle shall be distributed and pass to _____, outright, subject to the condition that she is Mooki's caretaker at the time of Mooki's death. If this condition is not met, then to the actual caretaker at Mooki's death, outright.

4 - 3 その他の方法

第1に、ペット動物の条件付贈与という方法がある。いくらかの金銭と共に、ペット動物を条件付で贈与する方法である。最も単純な方法であるが、予測可能性には欠ける。また、贈与に付す「適切にペット動物の飼育をするならば」という条件を、停止条件とするか解除条件とするかについて、飼主が明示しておく必要がある。

第2に、獣医または animal shelter への贈与する方法がある。この方法による場合、飼主の生前とはかなり異なった待遇をペット動物が受けることになる。

第3に、徳義上の信託は、制定法上または裁判上有効であるが、強制不能な徳義上の信託を利用すべきでない。飼主の相続人または受益者が、ペット動物飼育のために財産を受託者が使用することを争うことはできないが、ペット動物の飼主の意思が遂行されるか否かは、受託者がペット動物の世話をするかしないかにかかっている。受託者が世話をしない場合、ペット動物の世話のために使う予定の遺産は、単に残余権受益者 (remainder beneficiary) または飼主の遺産の承継人へ渡るだけとなる⁴²⁾。

5 おわりに

目的信託は、主に租税回避⁴³⁾と関連した金融取引と飼主死亡後のペット動物の飼育のために用いられているが、これらの目的のために目的信託を活用するためには、目的信託に関する法以外にも、信託証書に必要なすべての条項を定めることが肝要である。アメリカおよび offshore の目的信託に関する法が認めている protector および enforcer の制度を日本の信託法が明示

的には認めていないため、これらの制度によって対処されている状況に対して、日本法に基づく信託を利用するにはどのような対応をとることになるのだろうか。たとえば、目的信託は自己信託によって設定できないから、委託者が目的信託の受託者を監視できる立場となっているが、委託者が死亡した場合に受託者の監視を誰が行うのであろうか。日本法にもとづく目的信託において、受託者を監視する者は委託者または信託管理人である⁴⁴⁾。そうだとすれば信託法146条または147条の適用範囲によっては、当初の委託者以外の者に protector のような役割を負わせることが可能であるかもしれない。信託法125条の「受益者のために」の解釈次第では、信託管理人に enforcer と同様の役割を負わせることもあり得るだろう。または、信託法に根拠がないまま、委託者および受託者の意思表示ならびにこれに対する承諾のみに基づいて、protector および enforcer を選任することになるのであろうか。その場合には、protector は受託者と同様の信託義務を負うのかということも日本法の問題として議論する必要があるだろう。

日本国内での目的信託の利用方法として、イギリスおよびアメリカと同様に飼主の死後のペット動物の飼育のための利用が考えられる。目的信託の存続期間が20年と定められているため、ペット飼育のために利用するのであれば、この存続期間経過後も飼育対象となる動物が生存している場合、信託が無効となる可能性も考慮しておかなければならない。かえって、受益者のいる信託の枠組みを利用した方が、このような懸念を払拭できると思われる。

※本稿は、財団法人トラスト60における道垣内弘人先生主催の新信託法の理論と運用研究会の成果の一部である。

- 1) Alexander A. Bove, Jr., 2 ASSET PROTECTION STRATEGIES 277, 280-281 (Alexander A. Bove, Jr. ed. 2005).
- 2) Gerry W. Beyer, *Pet Animals What Happens When Their Humans Die?*, 40 Santa Clara L. Rev. 617, 625.
- 3) Restatement (Third) of Trusts §47 (2003): (1) If the owner of prop-

erty transfers it in trust for indefinite or general purposes, not limited to charitable purposes, the transferee holds the property as trustee with the power but not the duty to distribute or apply the property for such purposes; if and to whatever extent the power (presumptively personal) is not exercised, the trustee holds the property for distribution to reversionary beneficiaries implied by law.

(2) If the owner of property transfers it in trust for a specific non-charitable purpose and no definite or ascertainable beneficiary is designated, unless the purpose is capricious, the transferee holds the property as trustee with power, exercisable for a specified or reasonable period of time normally not to exceed 21 years, to apply the property to the designated purpose; to whatever extent the power is not exercised (although this power is *not* presumptively personal), or the property exceeds what reasonably may be needed for the purpose, the trustee holds the property, or the excess, for distribution to reversionary beneficiaries implied by law.

- 4) Restatement (Second) of Trusts §124 (1957) comment d illustration 3.
- 5) Restatement of Trusts 124 (1935): Where the owner of property transfers it upon an intended trust for a specific non-charitable purpose and there is no definite or definitely ascertainable beneficiary designated, no trust is created; but the transferee has power to apply the property to the designated purpose, unless he is authorized by the terms of the intended trust so to apply the property beyond the period of the rule against perpetuities, or the purpose is capricious.
- 6) Restatement (Second) of Trusts §124: Where the owner of property transfers it in trust for a specific non-charitable purpose, and there is no definite or definitely ascertainable beneficiary designated, no enforceable trust is created; but the transferee has power to apply the property to the designated purpose, unless such application is authorized or directed to be made at a time beyond the period of the rule against perpetuities, or the purpose is capricious.
- 7) James T. Brennan, *Bequests for the Care of Specific Animals*, 6 Duq. L. Rev. 15, 22 (1967).

- 8) Restatement (Second) of Trusts 124 comment f; Beyer *supra* note 2 at 627.
- 9) Restatement (Third) of Trusts §47 comment d (2).
- 10) Beyer *supra* note 2 at 629.
- 11) Beyer *supra* note 2 at 629–635.
- 12) SONIA S. WAISMAN, PAMELA D. FRASCH & BRUCE A. WAGMAN, ANIMAL LAW 599–603 (3rd 2006).
- 13) この理論をとりうるとする学説として, William Clinton Tompkins, *Note, Trusts–Honorary Trust Doctrine–Application of Rule Against Perpetuities*, 20 U. Cin. L. Rev. 434 (1951)が, このような理論をとりうることを示唆する判決として, In re Searight’s Estate, 95 N.E.2d 779 (Ohio Ct. App. 1950)がある。
- 14) Richberg v. Robbins, 228 S.W.2d 1019 (Tenn. Ct. App. 1950); Matter of Rogers, 412 P.2d 710 (Ariz. 1966); Betts v. Snyder, 19 A.2d 82 (Pa. 1941); In re Flynn’s Estate, 67 S.W.2d 771 (Mo. Ct. App. 1934).
- 15) Beyer *supra* note 2 at 636–649.
- 16) WAISMAN *supra* note 12 at 589–598.
- 17) WAISMAN *supra* note 12 at 589.
- 18) Uniform Probate Code Part 9 Subpart 2. General Comment.
- 19) Uniform Probate Code §2–907 Comment.
- 20) Uniform Probate Code Notes 1993 Amendments.
- 21) http://www.professorbeyer.com/Articles/Animal_Statutes.htm
<http://www.nabrlaw.org/Personhood/PetTrusts/tabid/636/Default.aspx>
- 22) Uniform Trust Code §408 Comment.
- 23) Christine Cave, *Comment*, 55 Okla. L. Rev. 627, 661.
- 24) Neil E. Hendershot, *What the general Practitioner needs to know about Pennsylvania Animal Law (Part II)*, 77 PA Bar Assn. Quarterly 107,120.
- 25) Susan R. Abert, *Pet Trusts*, 46 NHBJ 18, 19, n. 11,12&13 and accompanying text.
- 26) Cave *supra* note 23 at 653.
- 27) Cave *supra* note 23 at 654,664.
- 28) Christina M. Eastman, *Review of selected 2008 California Legislation*, 40 McGeorge L. Rev. 543, 553.

- 29) Bove *supra* note 1 at 280-281.
- 30) Uniform Trust Code §409 Comment.
- 31) *Supra* note 21.
- 32) *Supra* note 21.
- 33) N.Y. Est. Powers&Trusts Law 7-8.1 (2009)
- 34) Beyer *supra* note 2 at 659.
- 35) *Supra* note 21.
- 36) Jesse Dukeminier et al, WILL, TRUSTS, AND ESTATES (Aspen 7th ed. 2005) 711-713,721.; Jesse Dukeminier, *The Uniform Statutory Rule against Perpetuities*, 34 UCLA L.Rev. 1023; Jesse Dukeminier and James E. Krier, *The Rise of the Perpetual Trust*, 50 UCLA L.Rev. 1303.
- 37) In re Esatate of Sindy Altman, Case No.BP039093 (Cal. Super. Ct., Los Angeles Cty.)では、資産家の男性が、その莫大な遺産をその飼犬 (Samntha) へ遺贈し、自称内縁関係にあった女性 (Dana) を飼育者に任命し、Samntha の生活水準を遺言執行者が定期的に監視し、一時金および年金を Dana にも支払うが、Samntha が死亡した時には、Dana に関する取り決めを取り消し、それまで住んでいた Beverky Hills の邸宅を売却し、その売却益を遺言で指定する動物の権利団体に分配するという遺言の効力が争われている。当該遺言が、内縁の女性よりもペット動物が多額の遺産を受け取る内容であったためである。
- 38) In re Esatate of Crawford, [No. Unkn.] (Md.Cir.Cr., Montgomery Cty 1986)では、飼主である遺言者の全遺産をその飼犬 (Teddy) に与えること、飼主死亡時に賃借人でありかつ日頃 Teddy の散歩係を務めていた者を飼育者に選任すること、および Teddy の死後、初めて遺言者の兄弟が遺産の分配に与ることを裁判所が命じたが、遺言者の兄弟達は Teddy が死ぬと同時に、他の犬とすりかえられるおそれがあると主張した。このため、Teddy への負担が大きい刺青を入れるのを避け、写真と X 線写真を撮り、かついわず人間の指紋採取と同様の目的で鼻紋採取 (noseprinting) を行った。
- 39) Beyer *supra* note 2 at 664-673.
- 40) WAISMAN *supra* note 12 at 618, 711-712.
- 41) Darin I. Zenov and Barbara Ruiz-Gonzalez, *Trusts for Pets*, 79 Fla. Bar J.22, 22.
- 42) Beyer *supra* note 2 at 673-674.

アメリカにおける飼主の死後ペット動物を飼育するための信託

- 43) Tax haven と offshore とは意味が異なるとする立場もある。ROSE-MARIE BELLE ANTOINE, CONFIDENTIALITY IN OFFSHORE FINANCIAL LAW 7-8 (2002).
- 44) 寺本振透『解説 新信託法』(弘文堂, 2007) 300頁。